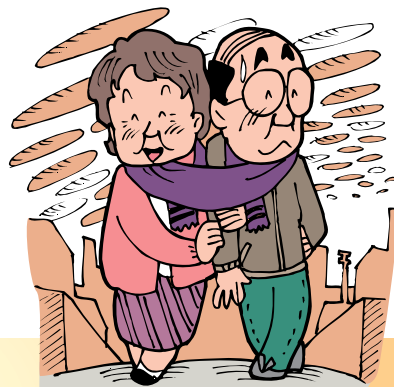




年金受給者の皆さんへ

源泉徴収票が送付されます

老齢基礎年金や老齢厚生年金を受給している場合、所得税法上の「雑所得」として取り扱われます。

社会保険庁では、これらの年金を受給している皆さんへ、1月下旬に「公的年金等源泉徴収票」を送付します。

この「公的年金等源泉徴収票」には、平成18年中に支払われた年金額・源泉徴収税額・扶養親族等の内訳などが記載されています。

年金以外に所得のある方などは、確定申告の際にこの源泉徴収票が必要となりますので、大切に保管してください。

なお、障害年金や遺族年金は非課税のため源泉徴収の対象とならないことから、源泉徴収票は送付されません。

年金相談センター 廃止のお知らせ

年金相談センターは、秋田市の北都銀行別館4階で年金に関する相談を承っていましたが、**平成18年12月28日**をもちまして廃止することとなりましたのでお知らせします。

なお、廃止後につきましては、引き続き**平成19年1月4日**から秋田社会保険事務所総合相談室にて年金相談をお受けしますので、ぜひご利用ください。

平成19年1月4日からは
秋田社会保険事務所総合相談室
〒010-8565
秋田市保戸野鉄砲町5-20
(秋田中央郵便局となり)
年金給付課 TEL018-865-2379

仙北市の医療費(10月診療分)

●国 保

世帯数	6,965戸
被保険者数	15,170人
(老人保健以外)	11,113人
総医療費	17,766万0千円
1人あたり医療費	15,987円

●老人保険

加入者	5,716人
総医療費	29,944万5千円
一人あたり医療費	52,387円

●福祉医療

受給者	3,419人
個人負担への助成額	1,738万1千円
1人あたり助成額	5,084円